

# 美しい国づくりを目指して ～景観まちづくり刷新支援事業の取組～

国土交通省 都市局 公園緑地・景観課 景観・歴史文化環境整備室 山崎 貴大

## 1. 景観まちづくり刷新支援事業とは

観光先進国への新たな国づくりに向けて、『明日の日本を支える観光ビジョン構想会議』（議長：内閣総理大臣）において決定された「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成28年3月30日）内に、「目に見えるかたちでの景観形成を促進するため、モデル地区を選定し重点支援」と示されたことを受け、景観の優れた観光資源の保全・活用による都市の魅力向上、経済の活性化等を図るため、平成29年度から3年間の集中整備によりモデル地区の景観を刷新し、その成果を全国展開するために創設された事業である（以下、本事業という）。

本事業のモデル地区は、自然景観や眺望景観、夜間景観、歴史的なまちなみ等といった地域固有の特性や景観資源を有していることや、景観計画を策定し、積極的に景観まちづくりを実施していることなどを条件に全国10都市を指定している（図1）。

本稿では、事業開始から3年の事業期間を迎えることを受け、これまでの主な取組状況を示していくこととしたい。



図1 景観まちづくり刷新モデル地区

## 2. 景観まちづくり刷新モデル地区の取組

ここからは、本事業のモデル地区の事例をいくつかご紹介したい。

### 1) 岐阜県高山市（本誌別稿67頁参照）

高山市は、2つの伝統的建造物群保存地区<sup>1</sup>（以下、伝建地区という）や、歴史的な建築物等を数多く有し、さらには、歴史まちづくり法<sup>2</sup>に基づく、歴史的風致維持向上計画の認定を受け、景観・歴史まちづくりを推進している都市である。

本事業では、観光客による市中心部の慢性的な渋滞や駐車場不足の解決のため、JR高山駅前に駐車場を整備し、隣接地には観光イベントなど多目的に活用できる交流広場も併せて整備を行った（図2）。また、JR高山駅や駐車場から伝建地区までのアクセス道路を高山にふさわしい街並みとするため、電線地中化（図3）や、街並みの連続性を確保するための板塀整備（図4）、屋外広告物の色彩の変更（図5）等を行った。



図2 整備された交流広場（高山市）



図3 無電柱化完成イメージ (高山市)



図4 道路境界に整備された板塀 (高山市)



図5 周囲と調和した屋外広告物 (高山市)

## 2) 兵庫県丹波篠山市

丹波篠山市は、今もなお武家屋敷の街並みが色濃く残る都市であり、篠山城跡を中心に城下町一体が伝建地区に指定されている。

景観重要建造物である「大正ロマン館」や「青山歴史村」の経年劣化による色褪せ、傷みが生じており、景観の妨げとなっていたため、本事業において屋根の葺替え及び外壁・内装修繕を実施した(図7)。また、篠山城跡への主要な動線である市道大手線や河原町妻入商家群等の電線地中化(図8)や、歩道的美装化に併せて、歩道の拡幅や



図6 事業箇所図 (高山市)



図7 修景された大正ロマン館と市道大手線の美装化イメージ (丹波篠山市)



図8 無電柱化完成イメージ (丹波篠山市)

バリアフリー化を実施(図9)し、より一層の景観の向上及び快適性の向上を図った。



図9 美装化された道路（丹波篠山市）



図10 事業箇所図（丹波篠山市）

### 3) 長崎県長崎市（本誌別稿 81 頁参照）

長崎市は、夜景の魅力向上に力を入れてきており、その結果、平成 24 年に「新世界三大夜景」に認定された。さらに、世界一の夜景都市を目指し、戦略的に夜間景観の向上を図る方針を定めた「環長崎港夜間景観向上基本計画」（以下、基本計画という。）を平成 29 年 5 月に策定し、より一層夜景の向上に注力しており、また、世界文化遺産として登録されている「旧グラバー住宅」や「大浦天主堂」等を有し、数多くの外国人観光客も訪れる都市である。

そこで本事業では、稲佐山展望台からのパノラマ夜景（図 12）をはじめ、基本計画に基づき遠景の夜景みがきとして、斜面市街地の明かりの整備及び水際線の顕在化を方針に掲げ、長崎らしくアクセントとなる街路照明灯の整備、水際に近い植栽の整備やライトアップ等に取り組んだ。

さらに、中・近景の夜景づくりとして、ランドマーク等のライトアップや、それらを巡る周遊ルートの街路灯整備等を出島や平和公園地区といったエリア毎に実施（図 13、図 14）し、更なる夜景の魅力向上が図られた。また、世界文化遺産の構成資産をはじめ、観光資源とそれを巡るルートを歩きたくなるような景観整備のため、歩行者動線の舗装美装化を実施（図 15）し、これにより回遊性及び景観の向上が図られた。



図11 稲佐山展望台からの眺望（長崎市）

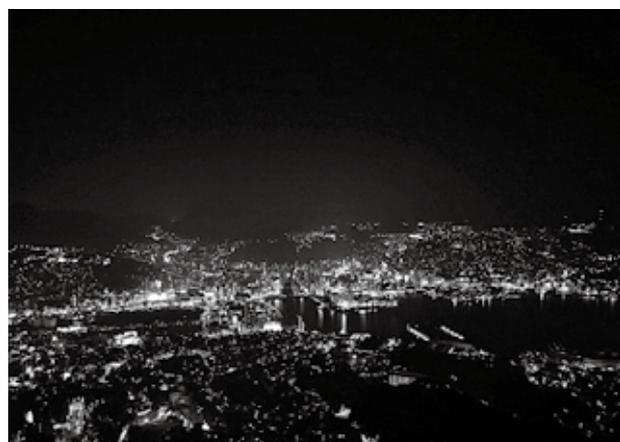


図12 稲佐山展望台からの夜景（長崎市）

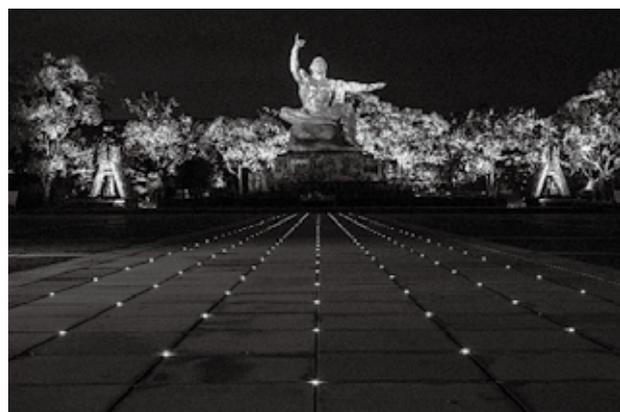


図13 夜間景観整備（平和祈念公園）（長崎市）



図 14 夜間景観整備（出島地区）（長崎市）



図 15 平和公園地区の歩道美装化（長崎市）

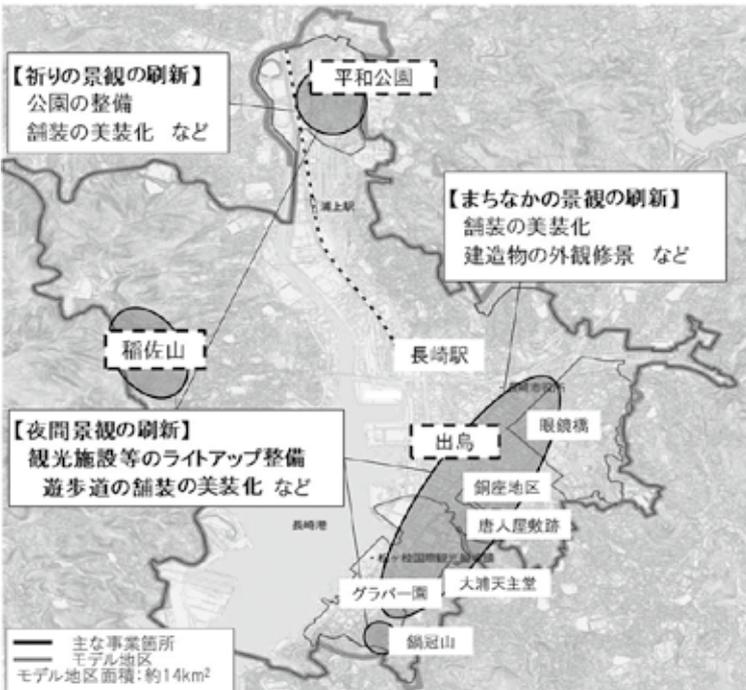


図 16 事業箇所図（長崎市）

### 3. 今後の美しい国づくりに向けて

地域固有の資源を発見し、磨きをかけることで、住みよい地域の形成、アイデンティティの確立、観光資源としての活用などに活かしていく取組を幅広く「景観まちづくり」を捉えるべきではないかと考えている

また、景観は景観、歴史的景観、自然景観等、眺望景観、それらの組み合わせと多種多様である。

国土交通省としても、予算や人員の不足により景観計画の策定が進まないという地方公共団体の声を踏まえ、令和2年度より、景観計画の策定・改定等を支援する「景観改善推進事業」を創設するとともに、景観まちづくり刷新支援事業の取組を全国展開するために、具体の景観まちづくりへの支援を行う「まちなかウォークブル推進事業」を創設させていただく予定である。

今後も、全国津々浦々で地域資源を活用した景観まちづくりの取組が進むよう、地方公共団体の皆様のご意見を伺いながら、支援を強化してまいります。

（やまざき たかひろ）

- 1：文化財保護法（昭和25年法律第214号）第142の規定により市町村が定める地区
- 2：地域における歴史的風致の維持および向上に関する法律（平成20年法律第40号）
- 3：景観法（平成16年法律第110号）第19条第1項の規定により景観行政団体の長が指定した、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な建造物